

## 電気事業制度改革に対する要望

大口自家発電施設者懇話会は原則2万kW以上の自家発電設備を有する56社1団体からなる任意団体で、各産業界をリードする有数の企業が会員となっています。各会員企業は電気事業制度改革の下、自家発電施設者として制度を受け止め、対応して参りました。

今般、電気事業分科会において、現行制度の検証および更なる改革に向けての検討が行われていることを踏まえ、当会では今夏、会員会社を対象に電力自由化に関する意識、要望を調査すべくアンケートを実施致しました（資料3の通り）。

当会会員である大口自家発電施設者は、発電事業者であると共に、大口産業用需要家でもあるため、その両面についてアンケートを実施した結果に基づき、下記の通り要望を取りまとめました。これらの要望が少しでも反映されるべく検討が行われる事を期待致します。

### I. 発電事業者としての要望

#### 1. 卸電力取引所について

自由な電力の取引の場として日本卸電力取引所に当初期待を寄せていたが、現状、自家発電事業者による卸電力取引所を活用した取引は殆ど行われていないのが実態である。その原因としては以下の事が挙げられる。

- ・自家発電事業者はインプットエネルギーの多くに生産工程で発生する副生エネルギーを利用したり、電気の他に熱利用（≒蒸気）も行ったりしているため、余剰電力である売電量を安定的に調整する事が困難であるケースが多い。
- ・現行のスポット取引では30分単位で約定量がバラバラとなる可能性がある一方、先渡し取引では、少なくとも1週間単位の安定した取引量を確保する必要があり、自家発電事業者の取引所活用には運用上の不安がつきまとう。
- ・自家発電においては、生産工程のトラブル・変更等により、予想外に発電量が変化することが起こり得る。現状の求償料金（インバランス料金）はリスクが大き過ぎる。

自家発電事業者が算入し易い市場形成のため、以下の施策を期待する。

⇒出なり余剰電力でも市場活用が可能な商品設計（調整電力市場、リアルタイム市場、ブロック商品市場など）

⇒求償料金（インバランス料金）の低減

#### 2. 託送制度について

前回の制度見直しによりパンケーキは廃止となったが、依然として、託送料金は高い水準であるという意見が多い。

特に、特高と高圧の託送料金格差が需給契約における両料金の価格差に比べ大きいため、高圧託送料金の割高感があり、高圧部門の新規参入者のシェアは特高に比べて低い。

⇒託送料金の価格算定方法とその妥当性に関する検討を要望する。

現行の30分同時同量制度は、規模の小さい新規参入者等には、設備の予備力の確保、実需への追従性の困難等から厳しい制度であると思われる。

⇒計画同時同量制度の導入等、30分同時同量制度の見直しの検討をお願いしたい。

### 3. アンシラリーサービス制度について

電力自由化に伴い導入されたアンシラリーサービス料金を自家発電設備に課金することについては、疑問を持つ声が多い。

一般電気事業者が系統の周波数・電圧の安定維持に努めており、そのために費用が発生している点については異論が無いものの、新規または更新時に自家発電設備の設備容量に応じて課金することについては、その妥当性に不明瞭さを感じると共に、その価格設定についても納得のいく説明がなされていない。

一般の柏崎刈羽原発停止時等の周波数低下時に50Hz系統の自家発が瞬時出力増となったこと等を考えると、自家発はむしろ系統安定性に寄与していると考えられる。

⇒託送料金制度の検証にあわせ、アンシラリーサービス制度及びその料金設定の公平性についての検証をして頂き、その妥当性の確保をお願いしたい。

## II. 大口産業用需要家としての要望

### 1. 競争環境の整備について

大口産業用需要家の多くは電気事業者を自由に選択できる環境を望んでいるが、現状ではそうになっていない。新規参入者はその規模からして大口需要家への安定供給能力に不安がある一方、一般電気事業者は域外への供給を実施していないため、大口需要家は実質的には電気事業者を選択できない環境にある。

⇒電気料金、CO<sub>2</sub>排出係数など地域による需要家格差が現存する以上、自由化環境においては、需要家が電気事業者を選択できる事が重要であり、「新規参入者を成長させるための非対称規制」や「電力間競争を促すためのアンバンドリング」等も将来の視野に入れた議論をして頂きたい。

### 2. 料金低減について

いままでの料金改定では主に業務用電力が値下げされており、料金値下げを実感している会員企業は1/3に留まっている。特に夜間率が高く、負荷平準に貢献してきたはずの需要家では料金値上げとなっているところもある。

⇒国際的に見て内外価格差が残る中、国際競争力に晒されている大口産業用需要家に対して、電気料金値下げが実感できる施策を推進して頂きたい。

自家発の調整によるピーク需要の抑制による負荷平準化に対してインセンティブを与える等もその一例である。

### 3. 部分供給について

現在、複数の電気事業者が1需要家に対し部分供給を行うことは法令上問題無いが、現実的には以下のことが障壁となり、実現が難しくなっている。

#### ①託送契約が1年単位

現状、託送契約が1年単位であり、かつ託送料金の不適用月の基本料金が割高であるため、新規参入者による自家発補給契約への参入等が難しくなっている。

⇒託送約款上の原価回収算定期間を見直すことで託送契約期間の短縮化を図る等、短期の託送契約が出来る様、制度変更を要望する。

②複数事業者による託送料金負担割合

現状、複数事業者が託送を行った場合の託送料金の取扱いと負担割合および同時同量の責任分担については整理されていないと認識している。

⇒複数の電気事業者が同一需要家に同時に供給を行う場合のルールの明確化を要望する。

4. 卸電力取引所からの需要家の直接購入

現在のルールでは大口需要家が自家需要のために卸電力取引所から電力を購入する事は出来ない。

⇒卸電力取引所の活性化を促すためにも、一定の要件を満たせば大口需要家が卸電力取引所から購入した電力を自家消費分に充てる事が出来る制度の新設を要望する。

以上